

# 訪問介護サービスの提供について

## 1. 介護保険の目的：自立の支援

要介護状態になったものが有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスをおこなうこと。

よって、

日常生活の範囲を超えるもの  
単なる利便のためのサービス提供  
生きがい(趣味・嗜好)に関するサービス提供  
実際にサービス提供されていない時間

のいずれかに該当する場合は原則として介護保険の算定対象外。  
介護保険給付対象の行為かどうかはこの原則に即して考えること。

### 身体介護

訪問介護員等が

利用者の身体に直接接触しておこなう介助（そのために必要な準備や後片付けも含む）  
利用者のADL（日常生活動作能力）や意欲向上のために利用者とともにおこなう自立支援のためのサービス、  
その他専門知識や技術を持って行なう  
利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては 食事・排泄の介助、 清拭・入浴・身体整容、 体位変換・移動・移乗介助・外出介助、 起床及び就寝介助、 服薬介助、 自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態でおこなう見守り等)。

### 生活援助

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害、疾病のなどのため、本人や家族が家事をすることが困難な場合に行なう利用者の日常生活上、社会生活上のサービスをいいます。

具体的な行為としては、 掃除・ゴミ出し、 洗濯、 一般的な調理、配下膳、 ベッドメイク、 衣類の整理・被服の補修、 買い物、薬の受け取り、など。

## 居宅での行為

### (1) 掃除・ゴミ出し

(ア) 算定対象 ..... 日常生活を営むために最低限必要な範囲の掃除等に限られる。

(イ) 算定対象とならない場合... 日常生活に必要な範囲を超えたもの。例えば、大掃除に該当する行為、庭木の手入れ、愛玩動物の世話、使わない部屋の掃除など。

### (2) 買い物

(ア) 算定対象 ..... 日常生活を営むために最低限必要な品物の購入でかつ、日常生活の行なわれる地域内の近隣の店舗等で購入する場合に限られる。

(イ) 算定対象とならない場合... デパートでの嗜好品の購入、生業にかかる品物の購入、単なる嗜好にかかる品物の購入、近隣で済ますことができるにもかかわらず遠くの店まで出かけることなどは算定の対象外。

(3) 余暇・趣味活動 ..... 介護保険の算定対象外です。例えば、単なる散歩、一緒に人形作りをすること等は算定の対象外。

(4) 来客の接待 ..... 算定の対象外。

(5) 引越しの荷造り ..... 算定の対象外。

(6) 単なる話し相手 ..... 実際にサービス提供していない時間は算定の対象外。

(7) 医療行為 ..... 医療行為に関するケアは原則介護報酬の対象となりません。医師法等に抵触する可能性がある。こうべケアネットにも厚生労働省からの関連通知を掲載しています。参照の上慎重に判断すること。

## 外出の介助

### (1) 病院への通院に関係すること

#### (a) 病院内での介助

(ア) 算定対象 ..... 実際に介助行為を行なった時間は算定の対象。

(イ) 算定対象とならない場合 ... 単に横に座って待っているだけの時間や利用者が受診中の時間。

#### (b) 入退院の際の病院まで（病院から）の移動の介助

..... 居宅ではありませんが例外的に算定の対象となる。神戸市の被保険者については、通院介助と同じ要件の下で認めています。

(2) 理美容院への付添い ..... 介護保険の算定対象外。

(3)銀行等での振り込み手続きへの付添い・代行

(ア)算定対象 …… 日常生活において最低限必要な行為にかかる振り込み等については算定の対象。

(イ)算定対象とならない場合 … 趣味嗜好で購入したものについて銀行等での振り込み等。

(4)墓参りの付添い …………… 宗教的な行為は介護保険の算定の対象外です。

(5)補聴器や老眼鏡の購入・修理の付き添い・代行

…………… 医師等の処方箋があるものについては算定対象。また、修理については処方箋を必ずしも必要としませんが当初購入の際に処方箋があったものに限ります。

上記の算定の可・不可を別紙でまとめているので再度確認のこと。

## 同居家族がいる場合の生活援助

同居家族の有無だけをもって生活援助サービスの提供の可否が決まるわけではない。一律の基準で判断できるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断する。

つまり、日中独居という理由だけでサービス提供を行っていないか。日中独居の場合のサービス提供を禁止しているわけではない。なぜ、家族が提供できないのか、本当に必要な量のサービスか、また、他のサービス（振興協会の配食サービスやひまわり収集など）の導入の可否についても十分検討すること。

## 《別 紙》

サービス提供内容	介護報酬算定の考え方
大掃除、引越しの準備、ベランダの掃除、換気扇の掃除	算定対象外。
使用していない2階の部屋の掃除や片付け	算定対象外。
来客用の買い物、お歳暮などの買い物	算定対象外。
デパートなど、日常生活圏域外への買い物	算定対象外。
花木の水やり、草むしり、庭の手入れ、ペットの世話	算定対象外。
足のリハビリのための外出介助、歩行訓練	リハビリはデイケア等のサービスで対応すること。
散歩介助、話し相手（生きがいづくり、閉じこもり予防など）	算定対象外。
理美容院への付き添い	算定対象外。
掃除機の購入の付き添い	いわゆる白物家電（例えば、炊飯器、冷蔵庫など）については算定できません。
郵便振替用紙による購入商品の代金支払いや通販の支払い	日常生活の必需品であれば算定対象。
冠婚葬祭に関することの介助（墓参り、法事等含む）	算定対象外。
免許証の更新の付き添い・住民票を区役所へ代行して（生活援助）受け取りに行く	算定対象。
補聴器・老眼鏡の購入、修理	医師処方に基づき調整された場合に限り、神戸市被保険者については算定可。なお、修理に際して医師処方を必ず要するものではない。
銭湯へ行く時の介助	自宅に風呂がない又は利用できない、訪問入浴や通所介護を利用できない、ヘルパーによる入浴介助について銭湯の承諾がある、同性のヘルパーである、の4点を満たす場合は算定できます。
病院での診察時間・リハビリ・処置中（点滴や透析中）の介助、これらの時間の見守り	医療保険で対応するべき部分であり、介護保険では算定対象外
通院介助の際の、院内での他科受診の移動や、待ち時間での排泄等の介助	算定対象
入退院時の付き添い	自宅と医療機関の間の介助については算定可。入退院の準備作業（手持ち品をカバンに詰める等）については、家族や医療機関が対応できない等止むを得ない事情のある場合のみ算定可。
病院間の移動において通院介助を利用する	同じ日に『自宅～病院～病院～自宅』と移動する場合は算定できます。転院の場合（『病院～病院』）だけの場合は算定できません。
『自宅～病院～買物～自宅』を身体介護中心型で算定すること。	買い物が合理的な往復の経路の範囲内であり、かつ日常品の買い物である場合には算定できます。
マッサージ、鍼灸院への付き添い	医療保険の適用される場合のみ算定できます。